

## 安八町農業委員候補者及び安八町農地利用最適化推進委員候補者の 推薦並びに募集要領

令和8年7月19日の任期満了に伴い安八町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を農業委員会等に関する法律第9条第1項並びに第19条第1項の規定により次のとおり推薦及び募集により求めます。

なお、推薦及び応募していただいても必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

### 1 推薦及び募集の対象及び定数

- (1) 農業委員 14人
- (2) 農地利用最適化推進委員 8人

※農地利用最適化推進委員については、区域ごとの募集となります。

区域については、別添の「担当区域及び募集定員」をご覧ください

### 2 推薦及び募集の期間

いずれも令和8年3月3日（火）から令和8年3月30日（月）まで

### 3 推薦及び応募の資格

推薦及び応募できるのは、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
- ② 町の職員でない方
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。

- A. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

### 4 推薦及び応募の方法

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名又は署名のうえ、締切日までに安八町役場農政課へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。（締切日当日の消印有効）

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

## 5 候補者の選考

### (1) 農業委員候補者の選定

推薦及び応募による候補者の総数が14人を超えた場合並びに町長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

### (2) 農地利用最適化推進委員候補者

推薦及び応募による候補者の総数が8人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、安八町農業委員会が候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年4月中旬以降に本人宛に郵送通知します。

## 7 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## 8 任期

(1) 農業委員 任命の日（令和8年7月20日）から3年

(2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員の任期満了日まで

## 9 職務

### (1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、審議等が主な職務となります。会議（総会）は、毎月1回（毎月初旬）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

### (2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。会議（総会）は、毎月1回（毎月初旬）程度の開催となります。報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

## 10 身分並びに報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

1 1 推薦及び応募の問い合わせ先  
〒503-0198  
安八町氷取161番地  
農業委員会事務局（安八町役場農政課）  
電話 0584-64-7113  
FAX 0584-64-5014